

## 令和3年度(2021年度)第1回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和3年(2021年)5月21日(金曜日)10時00分から11時25分まで

2 場 所 熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

3 出席者 環境審議会委員(15名)

※以下の委員はオンライン参加

篠原	亮太	会長	高宮	正之	副会長
鳥居	修一	副会長	阿部	淳	委員
川越	保徳	委員	張	代洲	委員
中田	晴彦	委員	原島	良成	委員
宮瀬	美津子	委員	泉	勇氣	委員
波村	多門	委員	阪本	恵子	委員
澤	克彦	委員	宮園	由紀代	委員
村山	勝年	委員			

事務局(8名)

三島	健一	環境局長	本田	昌浩	環境推進部長
村上	慎一	資源循環部長	池田	賀一	首席審議員兼環境政策課長
橋本	倫子	環境政策課副課長	吉田	香織	環境共生課長
永田	努	首席審議員兼水保全課長	下錦田	英夫	廃棄物計画課長

4 欠席者 なし

## 5 次第

### (1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

### (2) 議題

審議事項

ア 熊本市環境基本条例の改正

イ 第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方

### (3) 閉会

## 6 配布資料

次第

資料1 環境基本条例改正（案）について

資料2 答申（最終案）

資料3-1 環境基本条例新旧対照表（改正案）

資料3-2 環境基本条例（改正案）

資料4 令和2年度(2020年度)第3回環境審議会時における委員からの意見及び本市の対応方針

資料5 環境総合計画の施策体系の推移

資料6 環境総合計画に関連する各種計画等との関係について

資料7 第4次熊本市環境総合計画の策定について（たたき台）

## 開 会

### 【事務局挨拶】

三島 環境局長 挨拶

### 【配布資料の確認】

事務局より説明

### 【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 人中 15 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

### 【新任委員紹介】

波村委員紹介

## 議 題

### 【審議事項 熊本市環境基本条例の改正】

篠原 会長 まず環境基本条例の改正について、事務局からの説明を求める。

三島 局長 環境基本条例改正について、本日に至るまでの経緯を説明したい。市長から会長に諮問した後に、3 回の審議会での熱心なご審議と文書でのやり取りで、前回 3 月の環境審議会概ねの事務局案としてお示したところ。

しかしながら一方で、市の内部でも関係部署と環境基本条例の改正について協議を進めているところ。このような中で前回の事務局案から 2 点、参画と協働の点と指導の点について再整理が必要となったところである。

前回 3 月の審議会では実質的に意見が取りまとめつつある状況であったが、このような中に、改めて再整理が必要になったということについては事務局の説明に課題があったと受け止めている。しかしながら、事務局としてはこの後ご説明するが、本改正案について必要な改正ととらえているところである。

委員の皆様におかれては、本案について引き続きのご審議、ご議論を賜りますようお願いしたい。

池田 首席審議員兼環境政策課長

(資料 1、2、3-1、3-2 について説明)

篠原 会長 事務局からの説明についてご意見等はないか。

原島 委員 大きく3つの観点から意見を申し述べたい。

1つは、一事不再理の原則である。この原則の観点から、事務局の提案について審議会では審議すべきではない。一事不再理の原則とは、物事を決定する場において議論が収束した最終段階で新たな論点を提示することを許さないというものである。それを許すと、効率的に審議できない上に、自分の意見を通そうとする人がタイミングを見計らいながら意見を小出しにすることによって、審議の進行をコントロールして限られた審議時間を支配してしまう。そうすると対抗する意見を出す場が十分に設けられないことになりかねない。また、いくら意見を言ってもあとからあとから違う意見が出てくることで、委員が意見を出すことを諦めてしまうことにもなりかねない。一事不再理は私が言っているわけではなく、物事を決定する場での議事進行の基本である。それでも新たな論点を提示する必要があるのであれば、なんでもっと早い段階で提示できなかったかを説明すべきである。かつ、少なくとも既に議論したことをまた蒸し返すということは許されないと思う。今回の再整理は事情があって出てきているとは思いますが、いずれも既に議論されたことであると思う。既に議論されたものに対してなお違う意見を最終段階で出すということはまさに禁じ手であると思う。

もう1つ、審議会隠れ蓑論という議論が行政学で研究されている。審議会を運営する事務局が、審議会の人選や審議会での議事をコントロールすることにより、事務局に都合の良い答申がまとまるように議論をコントロールすることがあり、警戒すべきだということが言われている。これは東京大学名誉教授の森田朗先生の著作が有名である。誰が審議会に意見を出せるのかということだが、先ほど事務局案という言葉が局長のご説明に出たが、審議会に意見や案を出せるのは、委員のみであり、事務局は意見や案を出す立場にないと私は考える。事務局は市長からの諮問を示す段階で、答申すべき課題を明確にしなければならないはず。もちろん事務局の支援なくしては審議会での十分な議論をすることはできないわけで、少なくとも環境審議会では、審議会隠れ蓑ということではなくて、支援する立場として事務局は十分に情報を出してきてくれたと思うし、情報の出し方も審議を妨げるものでなかった。

事務局は議長や委員からの求めに応じて、求められた方向に基づく情報を提示すべきで、最終段階で再整理というのは議長からの求めに応じて出たものでないとするれば、これは審議対象にならないし、審議すべきではないと思う。

ただ、色々な状況に鑑みて議長が再度、この再整理を委員の前に提示されたこと自体が問題だということではなく、この中身を審議すべきか、事務局側からのコントロールを受けて審議することになれば、本当に審議会の役割を果たしているか問われることになる。

最後に3点目であるが、委員の皆さんが感じていると思うが、先ほど述べたように、今回の事務局案という提案は、既にこの審議会での議論されたことである。議論したうえで、行政指導の条文は取った方が良いとか、参画の規定は義務的に述べない方が良いと

いう議論であったと思う。私としては更に議論すべきではないと思う。

篠原 会長 厳しいご意見いただいた。私は議長としてこの問題に関して由々しき問題であるとは思っている。ただし、先ほど原島委員の発言にあったように、この結論に対してはかなりの行政内部の議論があったと思うが、局長自ら出てきて経緯を説明していただいたが、もう少し経緯を詳しく、再整理をすることがどれほど重大なことであるかをもう少し述べていただきたかった。環境審議会の最終的な案を翻すことはかなりの重大な行政の問題であると私も指摘したい。

例えば審議会での議論に大きな瑕疵があって、行政から指摘を受ければ、私たちも再度審議する必要があるが、今回の案件はどう見たところでも再整理しなくても問題ないとは思っている。それなのになぜ最終案を変更したいという点をもう少し局長は行政として主張すべきだと思いがいかならうか。今のままではこのまま議論はストップしてしまうので、局長から行政としての立場を表明して欲しい。

三島 局長 改めて会長と原島委員からのご指摘に対して、行政としての立場としてお答えしたい。市の中で様々な政策決定を進めていく中では、関係部署との協議を行っていく必要がある。前回審議会でお示ししてご審議いただいた案をベースに庁内での協議を進めてきたところであるが、先ほどご説明した、2点、参画と協働の点と指導に関する規定の点のそれぞれについて、先ほどご説明したような内部での整理がされたということで、そこについて前回ご審議いただいた案と齟齬が生じたということについて、私共の進め方に課題があったということについてはお詫びしたいと思う。

行政内部での意見の整理、調整、最終案を整理していく内部的な整理の中で前回ご審議いただいた内容との齟齬が生じたということである。

篠原 会長 行政としてもこのような審議会での方向性が決まった段階で、それを変更していくということは重大な問題であるということは十分認識されていると思うが、いかがか局長。

三島 局長 そのとおりである。

篠原 会長 こういうことがあると非常に審議会の活動に支障が出てくと思うので、この問題はここできちんと説明していただかないと、我々の発言が意味のないものになるので、そこをよろしくお願ひしたい。

これ以上は申さないが、そこを理解していただきたい。これ以上意見はいただかなくて結構だが、他の委員の意見を聞きたいと思う。皆さんいかがだろうか。

(意見なし)

篠原 会長 事務局から提出された再整理案でよろしいか。問題なければそのまま進めていくが。審議会の総意としてこれで行くということであれば、これはこれで処理しても構わないがいかがだろうか。

張 委員 改正案の中で、どこをどのように修正したかを改めて確認したい。

橋本 環境政策課副課長 資料1の4ページ以降で説明する。参画と協働については、第4、5、10条で規定していたが、前文に追記する形で整理している。指導については削除としていたが、現行とおりの形で整理している。

篠原 会長 つまり参画と協働は前文に入れてしまったので、下の個別の条文は現行通りということか。

橋本 環境政策課副課長 そのとおりである。

張 委員 承知した。指導の方はそのまま残すということか。

橋本 環境政策課副課長 指導は現行どおりとしている。

澤 委員 審議会で議論を積み上げてきた議論のプロセスに、行政が手を加えるということだが、参画と協働に関して、協力しておけばいいというレベルに下がるというか、話しが小さくならないような議論を今後しなければならないのではと思う。

前文で参画と協働を書いたのに、そのあとの条文で協力しなければならないと記載すると、協力した、というだけで事業者や市民が十分だと捉えられかねないという懸念がある。前回までの議論のように参画と協働を堂々と謳うという迫力は欲しいと正直思うが、他の条例で押さええているということを鑑みると必要最低限の表現で、ということでも合理性がある、妥当性があると考えたところ。

環境総合計画で参画と協働をどうフォローするのかという観点で議論していきたい。

篠原 会長 参画と協働が大前提という条文であるので、環境総合計画でもそれを十分加味して、これからの私たちの議論を進めていきたいと思う。

前回答申案のひな型ができた。しかし、あれはあくまでも答申案であり、最終的な答申ではなかった。もしこれが審議会で完全な最終的な答申を決めていて、これが覆されるということになれば許されないことだった。

原島 委員 私の意見を強行に主張する場ではないし、他の委員の皆さんがそれでよろ

しいならば審議会としてそれが決定になると思う。

非常に大きい疑問を持っているのは、参画と協働を義務付けるということは、参画と協働に反するという風に考えて、あえて議論したうえで、それを義務付けなかったのに、最終段階でそれと全く違う案を決めることは自己矛盾であると思う。

にもかかわらず、委員の皆さんがそれでよろしいということであれば、なお更に強硬に言っても仕方がないと思うところ。

行政指導の規定を残すことについても、残す理屈がないと10月以来審議会で意見を述べて、皆さんで議論したうえで指導の規定は削りましょうという結論を出したのに、最終回には正反対の意見が出てきた。しかし、行政の都合であるから良いのだという議論であれば、審議会としてはそれでも良いと思うが、個人的にはもちろん反対である。

篠原 会長 行政指導についても事務局が説明したように、今後環境が急激に変化する状況で問題が発生した場合においてこの条例でそれを指導していくと、環境基本条例でやっていくから、ここはどうしても残したいとの市の主張である。これを残したからといって大きな問題になるとは思っていないが、皆で外そうと、行政指導は十分であるとして削除したが、それを元に戻すことに了承ということであれば、それは審議会の総意としてそのようにしたいと思う。皆さんよろしいか。

村山 委員 市民の参画協働という言葉も入っているし、事務局案でよろしいと思う。市民の参画協働という意味を踏まえて、最終的にやることは一緒であると思う。事務局案に賛成する。

宮園 委員 指導の件について、他大学の先生にも相談して、行政学の観点からは審議会の意見の方が支持できるということで、行政指導の規定は削除することに納得した。

審議会の決定を覆すというプロセスは良いものでないと思っているが、消費者トラブルの現場でトラブルの相談を受けたり、解決のお手伝いをしたりしている立場としては、消費者トラブルに関してあまりにも社会の進化が激しくて、個別法だとなかなか解決できないと毎日苦労している。事務局からの提案は、法律論は除いて、現場の紛争解決には個別法で解決できない、包括的なものがあると便利かもしれないと感じているところである。

篠原 会長 賛成のご意見をいただいた。他に手は上がっていない。審議会の総意として再整理を受け入れるということによろしいか。

川越 委員 よろしいと思う。

(その他意見なし)

篠原 会長 それでは再整理を審議会として受け入れることとする。

これは本当にあってはならないことだと私は重々事務局に申し上げたいと思う。この問題は非常に重いと考えて、局長の出席と発言を強くお願いしたところ。今後そのようなことがないように、事務手続きや庁内手続きは早めにしてもらい、審議会に情報を流してもらうことをしてもらわないと、このような齟齬が起こり困惑するということになりかねないので、よろしくお願ひしたい。

事務局から出された再整理を審議会として受け入れるということにしたいと思う。あとの手続きはよろしくお願ひする。

三島 局長 ご承認いただき大変ありがたく思う。ただ一方で原島委員からは3点の厳しいご指摘をいただいた。併せて会長からも厳しくご指摘をいただいた。

特に原島委員のご指摘の中の審議会隠れ蓑とのご指摘は、審議会を事務局として支える立場の私どもとして非常に重く受け止めるべきご指摘であると捉えている。昨年以來、様々なご意見を頂戴し現在に至っているところであるが、その過程の中で事務局としての進め方が、庁内調整の進め方に大きな課題があったと捉えている。

今回のことを十分私どもは厳しく受け止め、また反省もして、今後の審議会運営はこれまで以上に真摯に取り組んでまいりたいと思うので、引き続きのご支援、熱心なご論議を賜るようよろしくお願ひする。

篠原 会長 次の議題に進めたいと思う。

張 委員 どうしても1点確認したいところがある。よろしいか。原島委員に確認したいところがある。この条例の文面で見ると、参画協働に関して義務を有するという、重い言葉になっている。この内容で原島委員は賛成か反対か。

原島 委員 参画の義務であるが、義務を有すると書いてあっても実際上は義務がないものと読まれると思う。非常に市民に対してミスリーディングな、誤解を与えるような条文になってしまったなと思っている。

篠原 会長 他になければ、次の議題に進みたい。第4次環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について、事務局から説明を求める。

## 【審議事項 第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方】

池田 首席審議員兼環境政策課長  
(資料4～7について説明)

篠原 会長 次期環境総合計画についての説明があった。まだ骨子の段階で全体的に粗いものであるので、いろんな問題があろうかと思う。細かいところは無理だと思うので、概略的な内容について何かご意見あるか。大きな問題があれば、早めに言ってもらおうと事務局で対応する。

村山 委員 市民等各ご家庭はごみ排出量、水使用量等個人毎の推奨値等の理解が薄いのではないか。各家庭のごみや水の使用量などのデータの解析のほかに、個人や家庭の目標というか、推奨事項というようなことを計画に盛り込む考えはあるのか。

池田 首席審議員兼環境政策課長 家庭での水の削減量やごみの排出量について目標値を定めるかということだが、現行の個別の計画において目標を持っているので、次期計画に記載するかは検討していくが、現時点では計画に記載されているところである。

鳥居 副会長 第3次では「地球温暖化を防ぐための低炭素社会」と記載されている。それに対して第4次案では、「温暖化を防止する」とか「気候影響変動への適応」などに内容が変わっていると思う。熊本市での次期計画に対して、資料7の8ページでは、熊本連携中枢都市圏で地球温暖化に関して連携して対応する内容がある。それが今回の熊本市の次期計画の中で整合性を保っていくかについて教えて欲しい。

池田 首席審議員兼環境政策課長 鳥居委員のご質問については、資料7の8ページでご説明したい。計画の位置づけということで、真ん中で環境総合計画とそれぞれの個別計画があり、更に左のほうに連携中枢都市圏として、地球温暖化実行計画を記載している。

これまでは地球温暖化対策実行計画は、熊本市の中の低炭素まちづくり実行計画として、市単独の計画があったが、今回連携中枢都市圏で作成しているので、左側の枠組みで出ているが、都市圏の中の取組の中に熊本市の取組も入っているので、都市圏の中の熊本市の部分については、当然包含したもものとして位置づけられると整理しているところである。

宮瀬 委員 今回のごたごたを見ていると3回の審議で決めるという、コロナ禍でもあるのでなかなか大変であったと思うが、最後の最後で原島委員からもご指摘があったように、異例の再整理案が出てくるような形になった。今回の環境総合計画のスケジュールでは、環境審議会は何回くらい開いて最終的な決定にしようと思っているのか、十分議論を尽くすためにはそれなりの審議会での検討も必要なのかなと考える。スケジュールを教えて欲しい。

橋本 環境政策課副課長 前回諮問して、本日合わせて基本的考え方答申まで4回のご審議をいただきたいと考えているところ。

宮瀬 委員 4回というのはいつ頃までに4回なのか。

橋本 環境政策課副課長 本日を除くとあと3回。次に7月頃、8月か9月に1回、最終的には10月に基本的考え方の答申をいただきたいと思っている。

宮瀬 委員 十分な議論と審議会で出た意見をもとにお考えなられるときに、それと相反するような、今回のようなことがあれば、元に戻るような時は、十分審議会自体で議論できるような審議日程を組んでいただけると、皆さん納得して答申が出せると思う。

篠原 会長 大変重要な意見をいただいた。十分な時間と準備をもってして、計画を作っていかなければならないと思っている。

私からも聞きたいが、計画策定にあたって、同時並行で市の環境に関する個別の計画ができていますが、市における作られつつある他の計画、これから作っていかうとする計画とは、どのように連携を取っていくかを聞きたい。

池田 首席審議員兼環境政策課長 資料6をご覧ください。各種計画との関係ということで、第4次環境総合計画については今年度計画策定を行って次年度からということである。その下の方に、環境局が所管する個別計画ということで整理している。既に計画として進行しているものもあるし、この資料には記載していない関係がある計画が他にもある。

まず個別計画との整合を庁内で十分に図っていくし、更に庁内で関連する計画との連携を図りながら進めていきたいと考えている。しっかり調整しながら進めていく。色々な課題等が出たら審議会にお示しする。

篠原 会長 他の計画とバッティングしないように、十分調整しながらやっていただきたいと思う。

川越 委員 先ほど色々ご意見あったが、私も段取りが悪すぎると感じているところ。

今回の計画に関しても、先ほどたたき台ということで説明されたのだが、議論の観点を、回数も時間も限られているので、まずここを優先的に確認して欲しいというようなことを事務局は説明すべきだと思っていて、資料をざーと読まれても分からない。

資料7の6ページには「計画策定に向けて」とタイトルが付いていて、内容の中に、見直しにあたっての考え方というものがある。まずはこの、「条例との整合性が図ら

れていること」、次に「現計画の検証結果を踏まえた計画や事業設定がされていること」とある。

計画の見直しをするのだから、見直しにあたっての大事なところを確認いただきたいとか、議論いただきたいと説明してもらおうと委員も考えやすい。

その中で、特に理念というか資料7の9ページの第3次と第4次で変わっているところを見たときに、まず最初に基本理念が、そして10ページにはまさに基本理念がある。第4次では仮として、「自然・歴史・文化の恵みを活かした持続可能な環境保全都市」という新しい理念を打ち出されると。「上記は事務局案であり、環境審議会でご議論を」と書いてあるので、これに関してを今回の審議会ですべて審議する必要があるのか、どうなのかが確認したいということが1点。

2点目であるが、KGIやKPIといった達成指標や成果指標をについて。第3次の策定時点ではこのような指標はなかったのかもしれないが、第4次ではこういうものが達成できなかった、とかいうものをゼロベースで考えると書いてある。

今回の見直しにあたってのポイントに関して、KGIやKPIを設定されるくらいなので、第3次ではどの点の達成が難しかったとか、ここは省くとか、もう少し整理しながら話しをいただいた方が、第4次の見直しを考えるにあたって、審議会の委員が分かりやすい。これだけ見せられても第3次から何が変わったのかがよく分からない。何が問題であったかが分からない。もう少しポイントを絞って事務局は説明したほうが良いと思う。

池田 首席審議員兼環境政策課長 こちらの進め方に不手際があり、今回お示しした特に資料7についてご議論いただきたい。説明の仕方がまずかったと反省している。

資料7の6ページだが、まずは見直しにあたっての考え方ということで、①から③までであるが、このような考え方で進めたいということについてご議論いただきたい。ご意見を頂戴したい。

特にあとは10ページの基本理念を整理したところであるので、こういったところについてもご意見を頂戴したいと思っている。あとは第3次計画のKGIやKPIに関しては今回資料が不十分で申し訳ないが、これについても整理してお示ししたいと思う。

検討課題が幅広いので、ポイントを絞ってというか、テーマをはっきりさせたうえで、ご意見を頂戴できるように取り組んでいきたい。

阿部 委員 資料7の8ページについて、熊本市の環境基本条例を踏まえて、オレンジ色の第4次熊本市環境総合計画があって、その下に個別計画があると書いてあるが、資料6を見ると、今後環境総合計画の第4次に先行する感じで各個別計画が改定されている。

計画の上下関係というか、今後議論する中で、個別計画と関連のある部分には、もの

によっては、審議会で議論していく方向性と個別計画の方向性が整合しない部分も出てくるのではないかと思う。

環境総合計画が優先で、個別計画が合わないのであれば個別計画を後から変えていくということになるのか。それとも個別計画は既に動き出しているので環境総合計画をそれに合わせるということになるのか。

池田 首席審議員兼環境政策課長 資料 6 は時系列の話しで資料をお示ししているが、環境総合計画が基本計画として、それを踏まえた個別計画ということで、既に動いている個別計画についてはその前の環境総合計画を踏まえて個別計画が反映されているということがある。

一方で環境総合計画は第 3 次から第 4 次への流れということで、基本的にそこは齟齬がないように、基本的に 3 次を踏まえて個別計画が策定されている。今後は環境総合計画策定後に新たに個別計画の改定等がある場合には、当然環境総合計画の考え方を踏まえて、整合性を取る必要があれば、環境総合計画の考え方が 3 次から 4 次が変わって計画の方向性が変わるものがあれば、そこは次の個別計画の考え方に反映させていくというのが一般的な、環境総合計画と個別計画の相関関係であると考えている。

阿部 委員 環境総合計画の方が個別計画より優先度が高い、上位であるという考えでよろしいか。

池田 首席審議員兼環境政策課長 そのとおりである。

阿部 委員 なお、全部の個別計画についてまでチェックはできないので、第 4 次策定の中でどのような計画が関連するという点についてはご提示いただきたい。

篠原 会長 より議論しやすい形での資料作成をお願いしたい。どこを議論するのか、検討するのかというのが分かる資料作りをお願いしたい。しかもそれは早め早めに作ってほしい。最後に皆さん一言あったらどうぞ。

澤 委員 資料 7 の 9 ページについて、第 3 次から第 4 次にブラッシュアップしていかうという方向性と、10 ページの仮の都市像についてと、11 ページの体系について、全体的に、「保全」、「まもる」という、第 3 次までは「つくる」という、文字どおり守りに入るかのようなトーンというのが、また、今後の大きな方向性として「環境保全都市」という 90 年代らしいネーミングであるという感触はぬぐえない。持続可能と付けたことでモダン感はあるが。

環境保全という立場だけで計画策定の議論は組み立てていけるのかという点は疑問

に思ったところ。何が良い言葉かというのは皆さんの意見を聞きたいが、活用しながら守っていくというような、一部「活用する」という表現も出ているが、どちらかというところ「抑制する」、「保全する」というという言葉がかなり強く目立つ。これは計画策定にあたって意図していることなのか、理由を教えて欲しい。

池田 首席審議員兼環境政策課長 10 ページの下の方に記載しているとおり、環境基本条例の前文からある程度ワードを拾ったところ。委員ご意見のとおり、保全という形をどう捉えるかということと、条例の方でも新たな地球規模の環境課題であるとか、そういったものを踏まえる中で言葉の拾い方もあったが、このようなワードを拾ったところ。

ここは是非委員からご意見を頂戴できればと思う。今日は急にお示ししてということと、ご意見なかなか頂戴できないと思うので、引き続き事務局へご意見頂戴できればと思っているのでよろしくお願いしたい。

篠原 会長 第3次では「つくる」となっており、第4次では「まもる」となっている。前回の引継ぎは嫌だ、新しく変えるのだということで、新しい言葉にしたいという意図かなとは思う。

第3次で良いものは引き継いで良いのだから、第3次と第4次で全く違う必要はない。良いものは第3次から引き継いで、新たな環境課題に関しては新しく作っていくということで良いのでは。古いものにも立派なものたくさんあると思う。そういったものを引き継ぎながら、加味しながら新しいものを作っていくということで良いと思う。

次回は今日の意見を踏まえた資料が出てくると思う。

泉 委員 個別的な意見として、条例の議論の関係で、全体像が把握できていないが、市民の参画と協働という点については、基本方針なのか、施策体系のどこなのかは検討すべきだが、どこかに柱として位置づけた方が良いのではないかと思う。

市民の中には、当然市内の企業さんとか、色んな団体が入ると思うが、今回資料7の6ページの見直しにあたっての考え方でも、条例との整合であるとか、社会情勢の変化の中にSDGsといったキーワードが入っているかと思うので、そういった観点からも先ほどの条例の審議を踏まえても、市民の参画協働といったテーマを柱の1つとして位置づけていただくと良いのではないかと思う。

篠原 会長 これで皆さんの意見は出たか。これで閉会としたいが皆さんよろしいか。  
(意見なし)

## 終 了

篠原 会長 本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和3年度第1回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返りする。

池田 首席審議員兼環境政策課長 1件報告がある。環境基本条例であるが、篠原会長から大西市長に改正の答申をいただく予定にしている。期日としては6月2日を予定しているが、代表して篠原会長にお願いします。

篠原 会長 私の方で対応する。よろしくお願いします。

橋本 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成して後日委員に確認をいただきたい。次回の環境審議会は別途調整させていただく。

以 上